

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当(所得制限限度額超過により特例給付となっている方を除く)を受給する世帯に対して、臨時特別給付金(一時金)を支給します。公務員の方以外申請は不要です(公務員の申請方法は市ホームページ参照)。また、児童養護施設等へ入所中の児童については、児童養護施設等に支給します。【支給対象】令和2年4月分の児童手当を受給している方(児童が15歳年度末到達や死亡などにより、令和2年3月分の児童手当を受給していた方も含む)。ただし、所得制限限度額超過により特例給付(児童1人につき5,000円)を受給している方は対象外【対象児童】平成16年4月2日～令和2年3月31日生まれの児童【支給額】対象児童1人につき10,000円【支給時期】令和2年6月29日(月)ごろより順次(公務員の方

は、審査が終了次第、順次支給)【支給方法】令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の支給を受ける口座(児童手当指定振込口座)に振り込み(児童手当の指定振込口座を解約している場合、現在も児童手当を受給している方は「口座振込(変更)依頼書」を、児童手当の受給資格を喪失している方は「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書」を子育て支援課助成係までご提出(郵送可)ください

◆給付金の受給を拒否(辞退)する場合

「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書」を子育て支援課助成係へ提出する必要があります。提出期日など詳しくは5月末に送付した案内をご確認ください。☎子育て支援課助成係 ☎042-497-2088



詳しくはこちら

国民健康保険傷病手当金

清瀬市国民健康保険被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件があります。下記支給要件参照)があった場合、傷病手当金を支給します。☎次の条件にすべて当てはまる方。①清瀬市国民健康保険加入者であること②勤務先から給与の支給を受けている(個人事業主の方は対象となりません)③新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった期間がある④その就労できなかった期間について給与の全額または一部が支給されない

【支給要件】労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間があること

(ただし、給与収入の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。なお、その受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金よりも少ないときは、その差額を支給します)

【支給額の計算方法】「直近の継続した3か月間の給与収入の合計額」÷「就労日数」×「3分の2」×「日数」(1日当たりの支給額には上限あり)【適用期間】令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合などは健康保険と同様、最長1年6月まで)☎保険年金課国保係 ☎042-497-2047

※申請する前に必ず上記へご相談ください。相談後、申請書などをご自宅へ送付します。



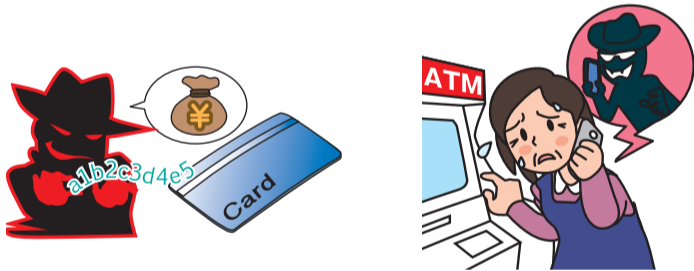
詳しくはこちら

特別定額給付金を装った詐欺に注意!

特別定額給付金事業の実施に伴い、これを装った詐欺行為が予想されます。手続きに当たり、市役所が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めると、また、クレジットカードの番号などの個人情報を知ることは絶対にありません。このような詐欺にご注意ください。詐欺が疑われる場合は、東村山警察署 ☎042-393-0110や消費生活センター ☎042-495-6211、消費者ホットライン ☎188(局番なし)などへご相談ください。

絶対に教えない! 渡さない!

暗証番号・口座番号・マイナンバー・通帳・キャッシュカード



自動通話録音機をご活用ください!
(下記の記事参照)

詐欺対策に自動通話録音機を!

◆特殊詐欺を撃退!

電話による詐欺や消費者被害などを未然に防止するため、通話内容を録音する自動通話録音機を無償で貸し出します。取り付けはご自身で簡単に行うことができますので、この機会にぜひご利用ください。

【貸し出し対象】市内在住で65歳以上の方が居住する世帯(すでに録音機が設置されている世帯は除く)

【台数】無くなり次第終了
☎防災防犯課防犯係 ☎042-497-1848、消費生活センター ☎042-495-6211

※申込みなど詳しくは、上記へお問い合わせください。



自動通話録音機

募集 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急雇用対策 会計年度任用職員(補助職)

市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経営状況の悪化などにより失業された方や、内定の取り消しを受けた方などを対象とした緊急雇用を実施します。

【募集職種】①一般事務②作業員【資格】①PC操作及び適切な接遇ができる方②体力があり健康状態が良好な方☎新型コロナウイルス感染症拡大の影響により次のいずれかの状況にある市内在住の方。[1]離職または採用内定を取り消された方[2]アルバイト先の休業等により経済状況が悪化した方【募集人数】若干名

【募集要項】6月1日(月)から6月12日(金)までの平日午前8時30分～午後5時に職員課で配布。(市ホームページでダウンロード可)

☎☎6月12日(必着)までに所定の用紙に必要事項を記入し、添付書類を添えて直接(土・日曜日を除く)または郵送で職員課職員係 ☎042-497-1843へ

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先

5月25日(月)、政府の緊急事態宣言解除が発表されましたが、市民の皆さまには引き続き「3密」を避けるとともに、手洗い・アルコール消毒やうがいなど、感染症予防対策の徹底をお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口(東京都コロナコールセンター)】

感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など。☎0570-550571(午前9時～午後10時。土・日曜日、祝日含む)

【聴覚障害のある方などからの相談】☎03-5388-1396

【新型コロナ受診相談窓口】

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください(これらに該当しない場合の相談も可能です)。▶息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合▶重症化しやすい方で、発

熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合▶上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

☎多摩小平保健所 ☎042-450-3111(平日午前9時～午後5時)

【都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター】☎03-5320-4592(平日午後5時～翌午前9時と、土・日曜日、祝日の終日)

今月の納期

◆市・都民税(第1期) 6月30日(火)までに納めてください。

※市・都民税の納税通知書は6月12日(金)に発送予定です。